

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 育児・介護休業法 法改正（2025年4月より段階的に施行）



施行日：2025年4月1日



法案 成立済 施行済



育児・介護休業法

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などの改正が行われた。以前にも取り上げた当法改正について、改めて自社の対応状況を確認いただきたい。

1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

10月
施行

働き方の柔軟化措置および個別の周知・意向確認義務の新設

所定外労働の制限の対象範囲拡大

子の看護休暇の拡大

3歳未満の子を養育する労働者のテレワーク等の努力義務化

仕事と育児両立に関する意向聴取・配慮の義務化

10月
施行

就業規則や労使協定の見直しが必要な箇所

今回の法改正では、就業規則の見直しが必要な箇所が多い他、各種講ずべき措置について、自社の対応方法の検討も必要になる。

2025年4月1日以降未対応の場合は育児・介護休業法違反となる。法違反状態となった場合、刑事罰の規定はないが、厚生労働大臣の指導・勧告の対象になりうる他、勧告に従わない場合には企業名が公表される恐れがある。

2 育児休業取得状況の公表義務拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

育児休業取得状況の公表義務の拡大

行動計画策定時における状況把握・数値目標設定の義務付け

次世代育成支援対策推進法の有効期限を延長

3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

両立支援制度の個別周知・意向確認
情報提供・研修等の義務化

介護休暇の対象範囲拡大

要介護者を介護する労働者のテレワーク等の努力義務化

【育児・介護休業法 改正ポイントのご案内】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

人事労務ピックアップの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務ピックアップ無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。